**平成２５年（フ）第１０６号**
長野県東御市滋野乙2202番地５　グリーンハイツB102
債務者　ＹＡＭＡＯＫＡ　ＥＬＩＮＡ　ＮＯＢＵＥ　ＹＯＳＨＩＭＯＴＯ
１　決定年月日時　平成25年９月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２５年（フ）第１５４号**
長野県塩尻市大字塩尻町443番地10　ＭＫブリッジ105
債務者　千葉　　恵（旧姓吉澤）
１　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２５年（フ）第１６０号**
三重県津市城山３丁目10番５―202号
債務者　髙橋　友梨
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
津地方裁判所破産係

**平成２５年（フ）第２１４号**
兵庫県川西市出在家町15番15号
債務者　中村　涼子（旧姓奥田）
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第２７３号**
兵庫県姫路市飾磨区玉地797番地スイス第一ビル503
債務者　山田　隆也
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第２７６号**
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒３番地フジイコーポ203号
債務者　大室サービスこと　大室　和三
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第２９８号**
兵庫県姫路市東延末１丁目17番地インタービレッジ東延末401
債務者　佐藤　　全
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３０２号**
兵庫県姫路市苫編378番地45　ハイツ梶原202
債務者　関口　正信
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３０４号**
兵庫県神崎郡神河町福本1228番地の53
債務者　沖　　雅幸
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３１９号**
兵庫県姫路市書写175番地１、従前の住所兵庫県加古川市志方町上冨木345番地の２　26
債務者　友本　健太
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３２９号**
兵庫県姫路市書写1019番地369　県営書写鉄筋住宅６号棟303号
債務者　永冨　昌子
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３３１号**
兵庫県加古川市野口町二屋314番地の４セトルハイツ５―14号
債務者　藤原由紀子
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３３７号**
兵庫県姫路市御国野町深志野1430番地、従前の住所兵庫県姫路市四郷町東阿保395番地５県営姫路東阿保住宅１棟209号
債務者　村上　幸夫
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第３６２号**
兵庫県加古川市加古川町南備後45番地の１アヴニール201号、従前の住所兵庫県加古川市尾上町池田1623番地の８
債務者　田辺　　謙
１　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２５年（フ）第２８５号**
奈良市大宮町４丁目273番地の１　奈良スカイハイツ519号
債務者　中川　睦夫
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
奈良地方裁判所

**平成２５年（フ）第４７号**
鳥取県鳥取市吉成南町１丁目17番16号　サンパティーク・シュッド202号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市扇町144番地２　サーパス扇町1404号
債務者　大杉　弘己
１　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第６８号**
鳥取県西伯郡大山町茶畑505番地
債務者　前田こずゑ
１　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鳥取地方裁判所米子支部